平成 26 年５月 12 日

各　位

会社名　　日本ケミコン株式会社
代表者名　　代表取締役社長 内山 郁夫
（コード番号　6997 東証第１部）
問合せ先　　取締役 白石 修一
（TEL. 03-5436-7711）

執行役員制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年５月 12 日開催の取締役会において、執行役員制度の導入及び平成 26 年６月 27 日開催予定の第 67 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

１．執行役員制度の導入について

（１）制度導入の目的

日本ケミコングループを取り巻く環境の変化やグローバル化に適切かつ迅速に対応するため、会社の経営方針決定及び業務執行の監視監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化することを目的とします。

（２）制度の概要

① 執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取締役会または、代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者とします。
② 執行役員の選任は、取締役会にて決議できるものとします。
③ 取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
④ 任期は１年とします。但し、再任することがあります。

（３）制度の導入時期

平成 26 年６月 27 日開催予定の第 67 期定時株主総会において下記２の定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員を選任し、実施します。

２．定款の一部変更について

（１）変更の理由

上記「執行役員制度の導入」及び「社外取締役選任」に備え、以下のとおり現行定款を一部変更します。

① 意思決定の迅速化を図るため、取締役員数の上限を減少させます。
② 役付取締役に関して、専務及び常務は執行役員としての役位とするため、「専務取締役」及び「常務取締役」を削除します。
③ 取締役会にて執行役員を選任し得る旨を明確化します。
④ 社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結し得る旨を明確化します。
⑤ 上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。　　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（員　数） 第 17 条　当会社の取締役は 15 名以内とする。	（員　数） 第 17 条　当会社の取締役は 10 名以内とする。
（代表取締役、役付取締役） 第 21 条 1.　（条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役等） 第 21 条 1.　（条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長若干名を選定することができる。
（新設）	（社外取締役の責任限定契約） 第24条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第5章　執行役員 （執行役員） 第25条1. 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。 2. 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。
第 5 章　監査役および監査役会	第6章　監査役および監査役会
第 24 条から第 31 条　（条文省略）	第 26 条から第 33 条　（条文省略）
（新設）	（社外監査役の責任限定契約） 第 34 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 6 章　会計監査人	第 7 章　会計監査人
第 32 条から第 34 条　（条文省略）	第 35 条から第 37 条　（条文省略）
第 7 章　計算	第 8 章　計算
第 35 条から第 38 条　（条文省略）	第 38 条から第 41 条　（条文省略）

（３）日程

本変更は、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 67 期定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以　上